

北清えさし株式会社の最終処分場に係る地域の概要

1 申請の概要

- (1) 申請者：住所 北海道檜山郡江差町愛宕町 18 番地
名称 北清えさし株式会社 代表取締役 湯藤 学
- (2) 申請年月日：令和 6 年(2024 年)3 月 5 日
- (3) 施設の設置場所：檜山郡江差町字砂川422、423、424、425、426、427、428-1、515-1、520、537、538、539、539-1、539-2、539-3、540、541、542、543、544、545、546-1、546-2、547-2、547-3、548-2、549-2、549-3、550-2、550-3、645、648、651、652、653、656
- (4) 施設の種類：施行令第 7 条第 1 4 号ロ 安定型最終処分場
施行令第 7 条第 1 4 号ハ 管理型最終処分場
- (5) 処理する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥（含水率 85%以下のものに限る）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの、以上、石綿含有産業廃棄物を含み、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるもの（水銀回収義務が無いものに限る。）を含む。廃石綿等。
- (6) 施設の処理方式：サンドイッチ方式
- (7) 施設の処理能力：面積 18,183m²、埋立容量 150,880m³

2 申請地周辺の状況

- (1) 地勢
計画予定地の地目は原野、田及び山林であり、農地法、森林法及び都市計画法に係る。
- (2) 住宅の存在
申請地周辺 500m 以内に人家は存在せず、最寄りの住宅地からは 0.9km 離れている。
- (3) 生活環境の状況
申請地周辺に水道水源はなく、最も近い水道水源は申請地から北西へ 1.0km 離れた厚沢部川水系目名川である。地下水について、申請地周辺 500m 以内の範囲に飲用井戸はない。

3 当該地域における廃棄物処理状況

- (1) 周辺の処理施設
申請地に隣接して、申請者の既存の安定型及び管理型最終処分場が設置されている。
- (2) 廃棄物処理の動向
檜山管内における現在稼働中の安定型最終処分場は 1 箇所、安定型及び管理型最終処分場は 1 箇所設置されている。このうち申請者の既存施設については安定型及び管理型最終処分場 1 施設となっている

4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

- (1) 縦覧期間
令和6年(2024年)3月11日(月)～令和6年(2024年)4月11日(木)まで
- (2) 市町村の意見
令和6年(2024年)4月25日(木)まで
- (3) 利害関係者の意見
令和6年(2024年)4月25日(木)まで

5 申請者の廃棄物処理業の状況等

- (1) 廃棄物処理業の許可取得状況
産業廃棄物処分量では、埋立、破碎、選別、圧縮、減容及びRPF製造の許可を取得している。
特別管理産業廃棄物処分量では、埋立の許可を取得している。
また、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している。
- (2) 主な産業廃棄物処理施設の設置状況
 - ・安定型、管理型最終処分場(平成25年6月10日許可)
 - ・木くず破碎施設(平成26年8月29日許可)
- (3) 申請者への立入検査
令和6年(2024年)1月10日に設置予定場所の現地確認を実施し、申請書記載通りの現況であることを確認した。
- (4) 申請者への不利益処分等の状況
産業廃棄物処理業許可取得時より現在まで、不利益処分は行われていない。

6 その他

- (1) 関係市町村との協議状況
令和4年(2022年)3月4日にひやま漁業協同組合、令和4年(2022年)3月9日に江差町と公害防止協定を締結済み。
また、令和3年(2021年)12月7日に柏団地町内会から、当該施設に係る施工及び運営についての同意書を受領済み。
- (2) 他法令の規制
 - ・農地法：事前協議中
 - ・農振法：事前協議中
 - ・森林法：林地開発行為について相談中
 - ・都市計画法：開発行為の変更申請について事前相談中
 - ・建築基準法：許可後の建築確認申請について事前相談中
 - ・河川法：江差町協議済み
 - ・土壌汚染対策法：着工30日前に届出予定